

## 建設業法の改正に伴う関係告示の整備について

### 1. 背景

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布されたところである。

建設業法等の一部を改正する法律のうち、当該解体工事の新設に係る規定の施行のため、関連する告示を改正し所要の措置を講ずることとする。

※施行期日：平成28年6月予定

### 2. 概要

#### （1）建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和63年建設省告示第1317号）の一部改正

ア 解体工事業の監理技術者資格の要件を以下のとおり定める。

- ① 建設業法第27条第1項の規定による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理又は一級の建築施工管理とするものに合格した者
- ② 技術士法第4条第1の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

イ 上記①の既存合格者については、国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）の受講又は解体工事に関し1年以上の実務経験を有していることにより解体工事の技術者として認めることを規定するとともに、②の者については、当面の間、登録講習の受講又は解体工事に関し1年以上の実務経験を有していることにより解体工事の技術者として認めることを規定する。

※登録講習の要件については、省令において定める予定。

#### （2）監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成7年建設省告示第1297号）の一部改正

監理技術者資格者証に記載する事項のうち、建設業の種類として「解体工事業」を追加するとともに、解体工事業の監理技術者資格として「解体工事に関し法第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有する者であること」を追加する。

#### （3）建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号）の一部改正

解体工事業の主任技術者資格要件として、平成15年に職業能力開発促進法施行規則の改正省令が施行される際現に技術検定のうち検定職種を一級のとびとするものに合格した者及び二級のとびとする者に合格した者であって解体工事に関し1年以上の実務経験を有するものを定める。

(4) 建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の一部改正

改正法の経過措置期間（平成31年5月31日までの3年間）は、法施行の際現にとび・土工事業の許可を受けている者は解体工事業に係る営業を営むことができることとされていることを踏まえ、経過措置期間中において、許可毎の経営事項審査結果に加え、引き続き「法施行前のとび・土工事業」に相当する経営事項審査結果（＝「（法施行後の）とび・土工事業と解体工事業とを併せた」経営事項審査結果）も通知されるよう制度を整備することとする。

この制度整備にあたり、技術職員数の評価については、1人の技術職員について保有する資格に応じて申請できる業種は2業種までとしているところ、「（法施行後の）とび・土工事業と解体工事業とを併せた」経営事項審査においては、経過措置期間中に限り1人の技術職員についてとび・土工事業及び解体工事業に加え、他1業種の計3業種まで申請できることとする。

※ なお、当該改正については、今後中央建設業審議会において審議予定であり、本意見公募はそれを前提としたものである。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成27年11月（P）
施	行	平成28年6月（P）